

宅地造成等規制法関係

第8条	許可	切土又は盛土をする土地の面積（以下「面積」という）	500㎡以内	500㎡を超え1,000㎡以内	1,000㎡を超え2,000㎡以内	2,000㎡を超え5,000㎡以内	5,000㎡を超え10,000㎡以内	10,000㎡を超え20,000㎡以内	20,000㎡を超え40,000㎡以内	40,000㎡を超え70,000㎡以内	70,000㎡を超え100,000㎡以内	100,000㎡を超える	
		手数料	13,000円	23,000円	33,000円	51,000円	73,000円	120,000円	180,000円	270,000円	360,000円	460,000円	
第12条	変更許可	① 面積の変更なし	従前の面積に対する上記金額×1/10									最高限度額は460,000円 ①～④いずれかで金額を算定	
		② 面積の減少	変更後の面積に対する上記金額×1/10										
		③ 面積の増加	③-1	従前の面積に対する上記金額×1/10 + 増加した面積に対する上記金額									
			③-2	増加した面積に対する上記金額（計画の変更が無く面積だけが增加する場合）									
		④ 面積の増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10 + 増加した面積に対する金額										
		⑤ その他の変更	切土又は盛土をする土地以外の区域について行う変更									12,000円 ①～④と同時の場合は合算	